

岐阜県豆類経営改善共励会実施要領

1 趣旨

令和3年3月策定の「ぎふ農業・農村基本計画（令和3～7年度）」に基づき、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくりを基本理念として、①ぎふ農業・農村を支える人材育成、②安心して身近な「ぎふの食」づくり、③ぎふ農畜産物のブランド展開、④地域資源を活かした農村づくり、の4つの基本方針に沿って各種施策が展開されている。

水田農業については、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するために、地域の現状・課題を踏まえ、水田活用の方向性を示す取組方針として「水田収益力強化ビジョン」が県段階・地域段階で作成されている。この中で大豆については、生産量の低下や汚損による品質低下を回避し、収量・品質の行高位安定化を図るべく、排水対策の徹底や機械作業の効率化などが進められている。

この一環として、生産技術および経営改善などによって、生産性・商品性の高い大豆生産の定着化を図るため、先進的で他の模範となる経営体及び集団の取組を表彰し、その成果を広く紹介することを目的として豆類経営改善共励会を実施する。

2 名称

この共励会は、岐阜県豆類経営改善共励会（以下「共励会」という。）と称する。

3 主催団体等

主 催 岐阜県豆類経営改善共励会

後 援 岐阜県、岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岐阜県本部
一般社団法人岐阜県米麦改良協会

4 共励会長

共励会に会長を置き、会長は、一般社団法人岐阜県米麦改良協会会長がこれにあたる。

5 対象地域及び対象作物

岐阜県内の大豆全般を対象とする。

6 参加資格

全国豆類経営改善共励会実施要領に準じ、次の要件を満たす個人、法人または集団（任意団体等）とする。

（1）原則として過去3カ年以上、大豆を作付けした実績があること。

（2）出品大豆の作付面積が次の基準を満たすこと。

- | | | |
|--------|--------------|-----------|
| ①経営体の部 | 家族経営（個人・法人） | ： 1 ha 以上 |
| ②集団の部 | 集団（法人・任意団体等） | ： 3 ha 以上 |

- (3) 日頃から耕種技術の改善に努め、出品大豆の品質・収量が当該市町村および県の平均より高い実績を有すること。
- (4) 経営規模の拡大、生産コストの低減など、生産性の高い大豆作経営に取組み、経営面から他の模範となる実績を有すること。
- (5) 実需者のニーズに対応した品種への転換や栽培方法の改善、実需者・消費者との連携による契約栽培など販売方法の改善、消費拡大対策の実施など販売を想定した大豆生産の実績を有すること。
- (6) 原則として、過去3か年以内に共励会において県最優秀賞を受賞したことがないこと。
- (7) 集団については、経営を一にし、組織的生産活動に顕著な成果を有すること。

7 参加申込

農業協同組合長は、共励会に参加を希望する経営体及び集団を「共励会参加申込書」（様式1-2）により取りまとめ、「岐阜県豆類経営改善共励会参加申込書」（様式1）によって9月末までに共励会長に申込みものとする。

8 審査

審査は、地区審査と県審査に区分して行い、各審査長及び審査員は共励会長が委嘱する。

(1) 地区審査

ア 地区審査は、農林事務所単位（但し、下呂は飛騨に含む）に行う。

イ 地区審査長及び地区審査員は、下記関係機関の職員をもって構成する。

地区審査長 農林事務所農業普及課長

地区審査員 農林事務所の関係職員（農業振興、農業普及）

〃 農協関係職員

〃 地区米麦改良協会関係職員

ウ 共励会長は、農業協同組合長から参加申込された経営体及び集団を取りまとめ地区審査長に審査を依頼する。

エ 地区審査は、共励会参加申込のあった経営体及び集団について、圃場審査を「岐阜県豆類経営改善共励会審査基準」（別記1）に準じて行う。但し、必要に応じて参考資料を求めて審査することができる。

オ 地区審査長は、共励会長に審査の結果を「岐阜県豆類経営改善共励会推薦書」（様式2）により、原則として参加申込の経営体及び集団3点に1点を10月下旬までに推薦するものとする。

また、全国様式による「豆類経営改善共励会出品調書」（別紙様式3）及び参考資料を添付して1月中旬までに共励会事務局へ提出する。

カ 地区審査員が審査に事情で出席出来ない場合は、当該地区審査員が所属する機関の職員を地区審査長の承認のもと代理とすることができる。

(2) 県審査

ア 県審査長及び県審査員は、下記の関係機関の職員をもって構成する。

県審査長	岐阜県農業技術センター所長
県審査員	岐阜県農政部農業経営課地域支援係土地利用型作物担当
〃	岐阜県農政部農産園芸課米麦大豆係長
〃	岐阜県農業技術センター作物部長
〃	岐阜県農業協同組合中央会岐阜県 J A 担い手サポートセンター 技術主管
〃	全国農業協同組合連合会岐阜県本部営農支援部技術主管
〃	全国農業協同組合連合会岐阜県本部米穀部米穀販売課長
〃	一般社団法人岐阜県米麦改良協会事務局長

イ 共励会長は、地区審査長から推薦された経営体及び集団を取りまとめ、県審査長に審査を依頼する。

ウ 県審査は地区審査長から推薦された経営体及び集団について、「岐阜県豆類経営改善共励会の評価基準」（別記 2）により、11月中旬に圃場審査及び2月上旬に「岐阜県豆類経営改善共励会総合評価基準」により「岐阜県豆類経営改善共励会推薦書」（様式 2）、「豆類経営改善共励会出品調書」（別紙様式 3）及び参考資料をもとに総合審査を行う。

エ 県審査員が圃場審査及び総合審査に事情で出席できない場合は、当該県審査員が所属する機関の職員を審査長の承認のもと代理とすることができる。

オ 県審査長は、審査の結果を共励会長へ報告する。

(3) 出品者は、審査の結果についての異議申し立ては出来ない。

(4) ここに定めない事項で、とくに必要を生じた場合は、県審査長が別に定める。

9 表彰

共励会長は、審査の結果に基づき、優秀な経営体及び集団を表彰することができる。また、最優秀賞については、岐阜県知事賞に推薦することができる。

最優秀賞	経営体（家族経営）の部及び集団の部 各 1 点以内
優 秀 賞	若干名
優 良 賞	若干名
奨 励 賞	各部門で上記賞の該当者がいない場合に共励会長の判断で授与することができる。

10 全国豆類経営改善共励会（東海ブロック）への推薦

共励会長は県審査の結果に基づき、県最優秀経営体 1 名及び集団 1 団体を全国豆類経営改善共励会（東海ブロック）へ推薦することができる。

1 1 この要領に定めない事項で、特に必要を生じた場合は、共励会長が別に定める。

1 2 共励会事務局

共励会の事務局は、下記に置く。

一般社団法人 岐阜県米麦改良協会

所在地 〒500-8367 岐阜市宇佐南4丁目13番1号

TEL 058-276-5335

FAX 058-276-5319

E-mail beibaku@aoros.ocn.ne.jp

附 則

この要領は、令和3年4月1日 一部改訂。

(別記1)

岐阜県豆類経営改善共励会審査基準

審査項目	配点	審査上の留意点
1 経営状況	20	経営形態（経理の一元化、作業受託状況など）、経営規模、作付体系（豆作前後の栽培体系など）の状況等を重点に採点する。
2 栽培技術	30	栽培管理（①排水対策の徹底、②機械播種体系、栽植密度、中耕培土など）、播種期（③適期播種など）、肥培管理（④施肥、⑤土作りなど）、防除（⑥除草、病害虫防除）等が立地条件や経営規模等に応じ、適切に行われているかについて採点する。 *①～⑥ 各5点
3 品質及び収量	30	検査数量及び品質のほか自家用（加工用）についても聴き取り等により経営全体の収量を推定して採点する。
4 地域での波及効果	20	豆作経営改善の面から、作付け意欲、技術水準、収益の状況、創意工夫、活動状況等、地域あるいは県下の豆作集団、農家の範との波及効果が高いかどうかについて、総合的見地から採点する。

(別記2)

岐阜県豆類経営改善共励会の評価基準

県審査員による圃場審査及び総合審査の評価については、下記により実施する。

1 圃場審査

「岐阜県豆類経営改善共励会審査基準」(別記1)により現地調査を行い採点する。

2 総合審査

- (1) 総合審査は定量的評価に重きをおいて実施し、定性的評価(圃場審査結果)はその補完と位置付ける。
- (2) 定量的評価は、地区審査長から提出された報告書のデータについて別紙の「岐阜県豆類経営改善共励会総合審査基準」総合審査基準に基づいて評価する。
- (3) 共励会長賞(最優秀賞、優秀賞、優良賞)の授与は、原則として次の基準を満たした経営体及び集団を対象とする。
 - 最優秀賞は原則として定量的評価の点数が満点の20点の80%(16点)以上の経営体及び集団各1点を対象とする。
 - 優秀賞は原則として定量的評価の点数が満点の20点のおおむね70%(13点)以上を対象とする。
 - 優良賞は原則として定量的評価の点数が満点の20点の50%(10点)以上を対象とする。
 - 定量的評価の点数が満点の20点の50%(10点)を下回る対象については、各部門で上記賞の該当者がいない場合等必要に応じて奨励賞を授与することができる。
- (4) 共励会長賞のうち最優秀賞、優秀賞については、原則として単収、外観品質(上位等級比率)の2つがいずれも県平均を上回っていること。
- (5) 特別賞は、次の経営体及び集団各1点を対象として該当数に応じて関係機関に推薦する。
 - 県知事賞は、最優秀賞を授与する経営体及び集団を県に推薦する。
 - 県農業協同組合中央会長賞は、優秀賞のうち最も点数が高い経営体及び集団を県農業協同組合中央会に推薦する。
 - 全農岐阜県本部運営委員会会長賞は、優秀賞のうち県農業協同組合中央会長賞に次いで点数が高い経営体及び集団を全農岐阜県本部に推薦する。
 - 岐阜県米麦改良協会会長賞は、優秀賞のうち全農岐阜県本部会長賞に次いで点数が高い経営体及び集団を推薦する。
- (6) 県最優秀賞受賞の経営体及び集団について、その成績が全国豆類経営改善共励会に相應する水準に達していると判断される場合には、全国豆類経営改善共励会(東海ブロック)に推薦する。